



留萌家畜衛生だより

(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

〈 も く じ 〉

- 1 国内での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生状況
- 2 国内での豚熱（CSF）の発生状況
- 3 海外での越境性動物疾病の発生状況
- 4 飼養衛生管理基準の改正について～留萌管内で寄せられた質問や意見から～
- 5 令和2年度（2020年度）家畜伝染病予防法等5条（定期検査）成績
- 6 防疫演習の実施報告
- 7 第68回家畜保健衛生業績発表会について
- 8 令和2年次（2020年次）監視伝染病の発生状況（留萌、全道）
- 9 牛ウイルス性下痢（BVD）対策について
- 10 緊急連絡先

1 国内での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生状況

令和2年（2020年）11月5日に、香川県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが確認されてから、令和3年（2021年）2月15日までに21道府県50事例74農場で発生が確認されており、1,000万羽以上の家きんが殺処分される等、甚大な被害を及ぼしています。また、13道県48事例において野鳥の糞便等から同様のウイルスが検出されており、今季は、本病の発生リスクが非常に高くなっていますので、**農場の設備・消毒体制の再点検**をお願いします。

都道府県名	農場数	羽数（万羽）
北海道	1	0.06
宮城県	1	0.05
茨城県	4	84.26
埼玉県	2	0.22
千葉県	13	477.49
富山県	1	14.1
岐阜県	1	6.8
滋賀県	1	1
大阪府	1	0.03
兵庫県	1	14.5
奈良県	2	7.72

都道府県名	農場数	羽数（万羽）
和歌山県	1	6.8
岡山県	2	64.5
広島県	2	13.7
徳島県	2	1.6
香川県	19	178.9
高知県	1	2.7
福岡県	1	9.2
大分県	3	5.6
宮崎県	14	90.6
鹿児島県	1	3.2

3 海外での越境性動物疾病の発生状況

現在、アジアを含め世界各国において、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザなど、家畜又は家きんの悪性伝染病の発生が継続しています。

(1) 口蹄疫 (FMD)

FMDは、ロシア、モンゴル、中国、韓国など、アジア各国の偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）で継続して発生が確認されており、直近では、令和2年（2020年）5月、中国の牛で0型FMDウイルス感染による発生が報告されています。

口蹄疫は牛や豚等で、発熱、食欲不振、泡状のよだれ、口や蹄、乳房に水疱、びらん、潰瘍等が見られるのが特徴です。**複数の家畜で、発熱や食欲不振等が見られる場合、口の周りや蹄の間に水疱等がみられないか確認していただき、疑わしい症状が見られたら、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。**



(2) アフリカ豚熱 (ASF)

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、**発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、有効なワクチンや治療法はありません。**平成30年（2018年）8月、アジアで初めて中国での発生が確認されて以降、アジア各国に急速にまん延し、令和2年（2020年）も中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ミャンマー等の日本の近隣国で継続的に発生が確認されています。

(3) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ (HPAI、LPAI)

HPAI および LPAI は、2020年に入ってから、ヨーロッパ、アジア諸国、北アメリカ等世界各地で発生が確認されています。直近では、令和3年（2021年）2月14日に韓国でH5N8型によるHPAIの発生が報告されています。

近年、海外からの渡航客が持ち込んだ携帯品（食肉加工製品）からASF および HPAI ウイルスが検出される事例が多数あり、現在、これらの伝染病の国内侵入については、予断を許さない状況です。侵入防止のため、畜産物等の国内への不正持ち込みに対する摘発体制の強化・厳罰化が図られています。

2020年7月1日から、海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する対応が厳格化されました！

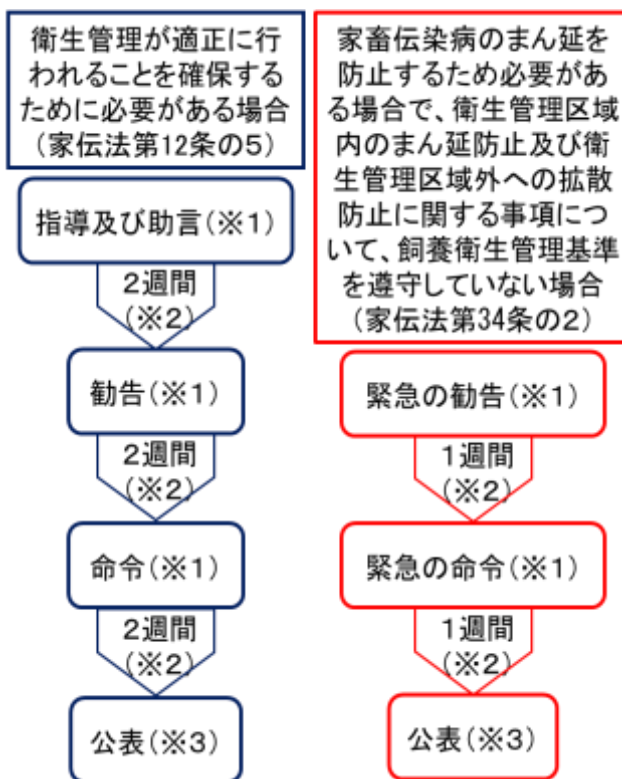
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役または300万円以下の罰金**が科せられます（ただし、法人に対しては最高5,000万円）。

- 海外から肉製品等を持ち込まない、送らない、受け取らない
- 国際郵便等が届いたら肉製品等が入っていないことを確認
- 国際郵便に動物検疫所による「検疫済」「検査済」のスタンプが押印されていることを確認
- 上記に違反していた場合、速やかに動物検疫所及び家畜保健衛生所に連絡

4 飼養衛生管理基準の改正について～留萌管内で寄せられた質問や意見から～

1 飼養衛生管理基準不履行時の罰則は？

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法（以下、家伝法）第12条の3第1項による定めで、家畜の所有者が遵守すべき基準です。不履行時に都道府県知事が取りうる対応は次のとおりです（家伝法第12条及び第34条）。



(※1) 家伝法施行規則に従い家畜の所有者に文書を交付。文書には①家伝法の規定による指導及び助言（又は勧告若しくは命令）である旨 ②改善すべき内容（命令では勧告に従わなかった事実）③具体的な改善方法④改善の期限などを記載。

(※2) 改善の期限：文書交付日から2週間。緊急の勧告等では1週間。いずれも、施設設備等が必要等の場合は、その合理的な期間。

(※3) 正当な理由なく命令に従わなかった場合、都道府県知事はその旨を公表することができる（家伝法第12条、34条）。なお、同法66条で、この命令または緊急の命令に違反した場合、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処すると規定。

2 愛玩動物の飼養禁止は対応が困難だけど

犬猫などの愛玩動物は、病原体を伝播するため、衛生管理区域の外で飼育しましょう。ネズミやキツネなどの野生動物対策は、「衛生管理区域内の愛玩動物の飼育」以外の方法でお願いします。

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔飼養環境に関する事項〕

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと。

3 広い敷地で消毒？ 農村地帯で野生動物対策はどこまで？

衛生管理区域内を、ネズミ等の野生動物が身を隠しにくい場所にしましょう。衛生管理区域に病原体が侵入した場合を想定して、区域内を定期的に消毒し、家畜への感染を防ぎましょう。農場の実態に即した効果的な消毒の場所や方法を、飼養衛生管理マニュアルに定めて実践しましょう。

野生動物を誘引しやすい場所や身を隠せる場所について重点的に対策すると効果的です。

なお、ねずみ及びハエ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずることが新しく義務付けられました。

POINT

野生動物の誘引防止策の例

- 死体の適切な一時保管
- 後産の適切な処理
- 適切なゴミ処理（ゴミを放置しない）
- 飼料タンク周囲の除草・こまめな清掃・消毒
- 畜舎周囲の除草・消毒
- 資機材の整理整頓
- 飼料置き場を開放しない
- 畜舎出入口や窓の閉鎖またはネット設置

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔飼養環境に関する事項〕

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

4 車両消毒について

衛生管理区域入場時に加え、退場時の車両消毒も義務付けられました。また、車内における交差汚染防止措置が新たに義務化されました。衛生管理区域内での作業用靴と乗車時の靴は必ず分別しましょう。家畜診療車、集乳車、及び飼料運搬車等の複数の農場に出入りする畜産関係車両は消毒機器を携帯する等の地域でのルール作りも検討しましょう。

POINT

冬季の消毒効果を担保するために

- 凍結防止のための保管庫の併設
- 不凍液の消毒液への添加等により、消毒液の凍結を防止（凍結防止消毒薬も販売されています）

地理的状況等に応じた適切な消毒設備を選びましょう

- 動力噴霧器
- 車両用消毒ゲート
- 車両用消毒槽
- 消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約2倍等の十分な幅に適切な量で散布）等

5 令和2年度（2020年度）家畜伝染病予防法等5条（定期検査）成績

令和2年度（2020年度）の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を、次のとおり実施しました。

市町村	牛のヨーネ病検査								蜜蜂の腐蛆病	
	乳用繁殖牛				肉用繁殖牛				戸数	群数
	戸数	頭数	患畜		戸数	頭数	患畜			
			戸数	頭数			戸数	頭数		
増毛町									2	107
苫前町									1	105
遠別町									1	10
羽幌町					3	20				
天塩町	22	1522			6	152	1	1	1	74
計	22	1522			9	172			5	296

【牛のヨーネ病検査】

令和2年（2020年）6月から12月にかけて、羽幌町、天塩町で検査を実施し、1戸1頭の発生がありました。

【蜜蜂の腐蛆病検査】

趣味等で蜜蜂を飼養する小規模飼養者を含めた全養蜂場について検査を実施し、全群陰性を確認しました。

【令和2年度 ブルセラ症、結核の全国的清浄性確認サーベイランス成績】

能動的サーベイランスでは、羽幌町の肉用牛3戸、天塩町の乳用牛3戸の農場に御協力いただき、検査を実施した6戸94頭の陰性を確認しました。

また、流産サーベイランスの該当事例はありませんでした。

関係機関の皆様の御協力により円滑に実施できましたことを心より御礼申し上げます。



6 防疫演習の実施報告

令和2年（2020年）12月2日、留萌振興局合同庁舎（留萌市）において、高病原性鳥インフルエンザ発生を想定した防疫演習を実施しました。今回の演習では、実際の防疫措置を想定して、集合、着衣、汚染、脱衣の各エリアを設置し、振興局職員が防疫衣の着脱、模型鶏を使用した殺処分等の防疫作業の模擬演習を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、実施を延期しました初山別村での防疫演習につきましては、令和3年（2021年）3月2日に開催する予定ですので、詳細については改めてお知らせいたします。



7 第 68 回家畜保健衛生業績発表会について

令和 2 年（2020 年）10 月 21 日、22 日の 2 日間にわたり、札幌市で令和 2 年度（2020 年度）家畜保健衛生総合検討会が開催されました。

21 日には『生産現場における飼養衛生管理の強化について』をテーマとしたシンポジウムが行われ、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会 久保田学 氏、オホーツク家畜自衛防疫推進協議会 増田悦郎 氏、網走家畜保健衛生所 手塚聡 氏、一般社団法人 北海道ペストコントロール協会 高橋 健一氏より自衛防疫組織の取り組み、冬期消毒、野生動物対策などの観点から 4 つの講演がありました。

22 日には第 68 回家畜保健衛生業績発表会が行われ、全道 14 の家畜保健衛生所から伝染病発生時の防疫対応や試験・調査から得られた知見について 20 題の発表がありました。

当所からは、坂本獣医師が「BLV 感染による経済的損失の評価及び清浄化対策の検討について」を発表しました。BLV 感染による経済的損失を診療記録や死廃頭数、枝肉重量の生産性指標を用いて評価するとともに、感染シミュレーションモデルが清浄化対策に有用である可能性について発表しました。

業務ご多忙の中、本取り組みにご協力いただきました関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。

8 令和 2 年次（2020 年次） 監視伝染病の発生状況（留萌、全道）

区分	畜種	病名	留萌		北海道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	7	34	197	722
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢（真症）	8	12	73	168
		牛ウイルス性下痢（疑症）	1	1	2	15
		牛伝染性リンパ腫（旧牛白血病）	12	15	300	744
		牛伝染性リンパ腫（疑症）			1	1
		牛丘疹性口内炎			2	22
		破傷風			4	5
		破傷風（疑症）			2	2
		気腫疽			1	1
		気腫疽（疑症）			2	2
		牛伝染性鼻気管炎			2	4
		サルモネラ症			65	227
		サルモネラ症（疑症）			1	3
		ネオスポラ症			3	3
		悪性カタル熱			1	1
	馬	破傷風			1	1
		馬鼻肺炎			18	29
	豚	サルモネラ症			1	3
		豚丹毒	1	3	9	91
	山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎			2	4
	蜜蜂	アカリダニ症			1	1
パロア病		2	46	23	591	
チョーク病		3	20	35	601	
犬	レプトスピラ症			1	1	

今年次、留萌管内では昨年次に引き続き、牛ヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛白血病の発生に加え、豚丹毒の発生がありました。牛サルモネラ症は管内での発生はありませんでしたが、道内では継続して発生が見られており、注意が必要です。

9 牛ウイルス性下痢（BVD）対策について

BVDは、牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）によっておこる牛の感染症であり、流死産や子牛の奇形などの異常産や粘膜病、発育不良、乳量の低下などを引き起こすとともに、牛呼吸器病などの合併症を発症しやすくなることから、**農場の生産性を低下させます**。また、妊娠牛への感染は、感染時期により生まれた子牛がBVDVを排出し続ける持続感染牛（PI牛）となり、農場を汚染する原因となってしまいます。

そのため、**いかに妊娠牛への感染を防ぎ、PI牛を産ませないか、あるいはいかに早く摘発・とう汰するかが予防対策のポイント**となります。

当所では、BVDVのまん延を防ぐため、PI牛が摘発され、かつ、まん延防止対策が実施されている農場の新生子牛のBVDV遺伝子検査を防疫対応としてお受けしております。対策についてご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

予防のために

- **ウイルス持込防止**：導入牛および新生子牛の検査、運搬車や衣服・靴の消毒など通常の衛生管理により農場内へのウイルスの持ち込みを防止。
- **PI牛の早期発見**：流死産の頻発、発育不良、難治性の呼吸器症状や下痢症状の有無など、日常の観察により、PI牛をいち早く摘発
- **適切なワクチネーション**：地域の流行状況、対象畜の月齢等に合わせた適切なワクチン接種を継続し、BVDV暴露時の影響を最小限にとどめる。

10 緊急連絡先

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226 FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL (01632) 9-3515 FAX (01632) 9-3711
緊急時の連絡先（所の携帯電話） （夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送）	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp

